

# 契約審査・契約書レビュー：

アメリカ企業との契約の注意点  
(解釈の不一致や曖昧な表現に注意)

---

弁護士法人

ファースト&タンデムスプリント法律事務所



1. はじめに
2. 契約の解釈に曖昧さを残すことの問題点
3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定
4. 契約の解釈に曖昧さがあった場合どちらの主張が採用されるのか？
5. まとめ（海外企業との契約を行う日本企業は要確認）

# 1. はじめに

- アメリカでビジネスを展開する際には、現地の企業と様々な契約を締結することになる
- 日本とアメリカでは採用している法律や商慣習が異なるため、**契約書の解釈に不一致が生じてしまう可能性**がある
- 世界的に採用されている法体系は、大陸法と英米法の2種類
  - アメリカは英米法に基づく
  - 日本は大陸法系に属しつつ、米国法の影響も受けた形
- 背景の異なる当事者間で契約を締結する際には、お互いに解釈の齟齬を生じさせないための工夫が不可欠
- **解釈の違いによって、ビジネスにおいて不利益を被るリスク**も有るため、契約締結時には**両者の意図を明確に言語化**する必要がある

## 2. 契約の解釈に曖昧さを残すことの問題点

- ビジネスの中では様々なトラブルのリスクが常につきまとう
  - 取引先が約束どおりの納品をしてくれない
  - 製品の代金が期日までに支払われない など
- トラブルの解決には、**締結した契約書の中から根拠**を探し、相手に履行を求めたり、支払の交渉をしたりすることが必要となる
- 自社が取引先に請求する場合だけでなく、取引先から不当な要求を受けた場合にも、要求に反論する根拠として契約書は重要となる

## 2. 契約の解釈に曖昧さを残すことの問題点

- 海外の企業との契約では、日本での法体系や商慣習とは異なる相手と契約を締結するため、日本国内で契約を締結するよりも、トラブルに発展する可能性は高くなる
- 契約締結前にあらゆるリスクを検討し、取引の手法や、スケジュール、予定外の事態が発生した際の対処法などを**契約書に明確に記載**することが不可欠
- 必要に応じて、海外の法体系や商慣習に精通した弁護士に契約書のリーガルチェックを依頼することで、**取引に関わるリスクを軽減することが可能**となる

## 2. 契約の解釈に曖昧さを残すことの問題点

### 例) 海外の取引先にある製品の製造を委託するケース

- 契約書内ではいつまでにどのくらいの数量を製造してもらい、どのようにして納品してもらうのかなどを定める
- **「Target Delivery Term (目標納品期間)」** を定めることがよくあるが、この文言だけでは不十分である可能性が高い
  - 目標納品期間を達成できない場合に、ペナルティを課すのか
  - 単なる目標値であり守る義務はないのか などがはっきりしない
- 目標値に対して複数の解釈が生じることになる
- どの時点で納品とするか、期日を過ぎた場合の取り扱い、遅延金や違約金などについても細かく取り決め、**契約書内に明文化する必要**がある

## 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

### カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

#### Title 3. Interpretation Of Contracts

- 契約の解釈に関する規則を定めている
- 同法では、契約の解釈に不一致があった際にどのように解釈すべきかを具体的に示している
- ただし、この規定はカリフォルニア州にのみ有効なもの
- アメリカでは州によってルールが異なることに注意が必要

# 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

## カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

### Title 3. Interpretation Of Contracts

条	内容
1636	<ul style="list-style-type: none"><li>● A contract must be so interpreted as to give effect to the mutual intention of the parties as it existed at the time of contracting, so far as the same is ascertainable and lawful.</li><li>● 法的に有効な契約について、<b>契約時に当事者間で有していた意図に即して解釈</b>されなければならない。</li></ul>
1637	<ul style="list-style-type: none"><li>● For the purpose of ascertaining the intention of the parties to a contract, if otherwise doubtful, the rules given in this Chapter are to be applied.</li><li>● 契約に対する当事者の意図を確認することを目的として、あるいは意図が不明瞭な場合のために、本章に記載の規則が適用される。</li></ul>

### 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

#### カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

#### Title 3. Interpretation Of Contracts

条	内容
1638	<ul style="list-style-type: none"><li>● The language of a contract is to govern its interpretation, if the language is clear and explicit, and does not involve an absurdity.</li><li>● <b>契約の文言によって、契約は解釈</b>されるものとする。ただし、その文言が明確かつ明示的であり、不条理を伴わない場合に限る。</li></ul>
1639	<ul style="list-style-type: none"><li>● When a contract is reduced to writing, the intention of the parties is to be ascertained from the writing alone, if possible; subject, however, to the other provisions of this Title.</li><li>● 契約が書面としてある場合、当事者の意思は当該書面により確認されるものとする。ただし、本章に記載の規則に従う必要がある。</li></ul>

### 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

#### カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

#### Title 3. Interpretation Of Contracts

条	内容
1640	<ul style="list-style-type: none"><li>● When, through fraud, mistake, or accident, a written contract fails to express the real intention of the parties, such intention is to be regarded, and the erroneous parts of the writing disregarded.</li><li>● <b>詐欺、間違い、または事故</b>により、書面による契約が当事者の真の意図を示していない場合、当該意図が尊重され、書面内で意図を誤って記載している部分については無視される。</li></ul>
1641	<ul style="list-style-type: none"><li>● The whole of a contract is to be taken together, so as to give effect to every part, if reasonably practicable, each clause helping to interpret the other.</li><li>● <b>契約書は全体として解釈</b>され、各条項に効力を持つものとする。各条項は他の条項を解釈するのに役立てられることができる。</li></ul>

### 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

#### カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

#### Title 3. Interpretation Of Contracts

条	内容
1642	<ul style="list-style-type: none"><li>● Several contracts relating to the same matters, between the same parties, and made as parts of substantially one transaction, are to be taken together.</li><li>● 同じ当事者間で、同一の問題に対して、実質的に1つの取引の一部として行われる契約については、一つの契約と考える。</li></ul>
1643	<ul style="list-style-type: none"><li>● A contract must receive such an interpretation as will make it lawful, operative, definite, reasonable, and capable of being carried into effect if it can be done without violating the intention of the parties.</li><li>● 当事者の意図に違反することなく契約を遂行ができる場合、<b>合法で、有効で、明確で、合理的であり、効力を発揮できるような解釈</b>をしなければならない。</li></ul>

### 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

#### カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

#### Title 3. Interpretation Of Contracts

条	内容
1644	<ul style="list-style-type: none"><li>● The words of a contract are to be understood in their ordinary and popular sense, rather than according to their strict legal meaning; unless used by the parties in a technical sense, or unless a special meaning is given to them by usage, in which case the latter must be followed.</li><li>● 契約文書内で使用している文言について、<b>厳密な法的意味ではなく、通常の一般的な意味で理解されるべき</b>とする。ただし、技術的な文言など当事者によって特別な意味が与えられている場合にはそれに従う。</li></ul>

# 3. カリフォルニア州の契約の解釈に関する規定

## カリフォルニア州民法 (California Civil Code)

### Title 3. Interpretation Of Contracts

条	内容
1645	<ul style="list-style-type: none"><li>● Technical words are to be interpreted as usually understood by persons in the profession or business to which they relate, unless clearly used in a different sense.</li><li>● <b>専門用語</b>については、独自の意味で使用することを明確に示していない限りは、業界内の通例に基づいて理解するものとする。</li></ul>
1646	<ul style="list-style-type: none"><li>● A contract is to be interpreted according to the law and usage of the place where it is to be performed; or, if it does not indicate a place of performance, according to the law and usage of the place where it is made.</li><li>● 契約は、それが<b>履行される場所の法律および慣習に従って解釈</b>され、履行地を示していない場合には、契約が締結される場所の法律および慣習に従って解釈されるものとする。</li></ul>

## 4. 契約の解釈に曖昧さがあった場合どちらの主張が採用されるのか？

### 「Contra Proferentem」の原則

- 契約の解釈に当事者間で差異があり、既存の規定をもっても曖昧さを解消できなかつた場合には、最終的な手段として「**Contra Proferentem**」の原則に沿ってどちらの主張を採用するのかが判断される
- Contra Proferentemとは、曖昧な条項については、条項を起草していない当事者に最も有利な意味で解釈するということ
- 契約書の文言が複数の意味に解釈できる場合には、**起草者に不利に解釈する**と言い換えることもできる

## 4. 契約の解釈に曖昧さがあった場合どちらの主張が採用されるのか？

例) 企業Aが代行業者Bにサービス代行を依頼、それに対して料金を支払う契約

- このような契約では、**天災等の不可抗力によりサービス提供できない場合には契約不履行に対する免責の条項**を設けることがよくある
- しかし、代行業者Bが防災関連の対策を講じておらず、その結果として、サービス代行が遂行されなかったのは代行業者Bの怠慢であり、免責できないと企業Aが訴えた場合はどうなるのか？
  - ① 防災関連の対策について契約書に明記されているか
  - ② 解釈に曖昧な部分があれば、Contra Proferentemに基づき、契約の起草者（企業A）に不利な解釈として、代行業者Bの不履行は免責
- 企業Aとしては、免責条項などを定める際に、あらかじめ条項を細かく検討しておく必要があったといえる

## 5. まとめ（海外企業との契約を行う日本企業は要確認）

- 海外進出を考えている日本企業にとって、日本における法体系や商慣習との違いは、トラブル発生の大きな原因のひとつ
- トラブル回避には**書面で契約を締結**しておくことはもちろん、**契約書の内容や表現も十分精査**することが不可欠
- 明文化するまでもないと考えて契約書に含めなかったばかりに、当事者間で誤解が生じたままとなり、ビジネスに大きな損害が生じる可能性もある
- 日本語の表現と、英語の表現の違いから、**言葉の解釈に齟齬が生じる**場合や、**州によって基本とする法体系が異なる**ケースがあることにも注意する
- 無用なトラブルを避けるためにも、現地のビジネス文化や契約に精通した専門の弁護士にアドバイスを求めたり、リーガルチェックを受けることが大切

最後までご高覧いただきありがとうございます。

内容の詳細やお問合せはメール（[info-fts@tandemsprint.com](mailto:info-fts@tandemsprint.com)）までお送り下さい。

本稿は一般的な説明を目的とするものであり、内容の正確性や適合性を保証するものではありません。

具体的な事案については、別途ご相談ください。

---

★発行責任者★ 弁護士法人ファーストアンドタンデムスプリント法律事務所 代表弁護士 小野智博

★発行所★

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階

Email [info-fts@tandemsprint.com](mailto:info-fts@tandemsprint.com)

---

印刷・製本／弁護士法人ファーストアンドタンデムスプリント法律事務所

（無断複写禁止）



弁護士法人  
ファースト&タンデムスプリント  
法律事務所